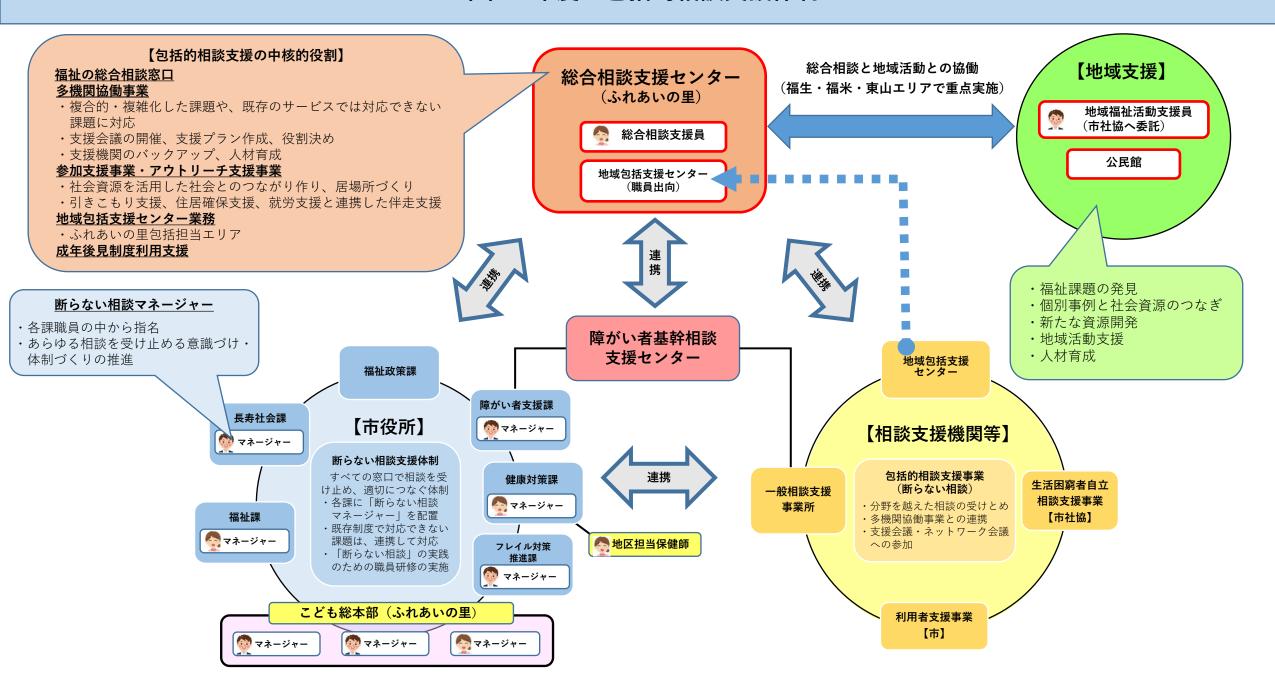
令和5年度 包括的相談支援体制



総合相談支援センターと重層的支援体制整備事業

ふれあいの里総合相談支援センター えしこに

包括的相談支援の中核的役割を担う拠点として、ふれあいの里1階に令和4年4月開設。

○福祉の総合相談窓口

・複雑化・複合化する課題や相談先が分からない市民からの福祉に関する相談への対応

〇「断らない相談」対応

・市役所の各相談窓口における『相談を受け止め、相談者の背景や主訴を聞く』断らない相談対応

〇多機関協働事業

- ・複雑化・複合化した課題を抱える世帯を支援するため支援者間のチーム形成や役割調整、後方支援
- ・米子市重層的支援会議の開催

〇参加支援事業

・社会資源を活用した社会とのつながり作り

〇アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

・支援が届いていない人やその家族に対して家庭訪問等による働きかけを行い、信頼関係を構築しながら必要な支援を届ける

〇成年後見制度の中核機関

・成年後見制度に関する相談対応や支援者間の調整、市長申立て等

〇地域包括支援センター業務

・「米子市ふれあいの里地域包括支援センター」としての地域包括支援センター業務

○重層的支援体制整備事業の人材の育成・発掘

・地域での支え合い活動や福祉支援をする人材を育成・発掘するために「人と地域とつながる研修」等を行う

従来体制における相談支援の課題



相談支援機関は<u>分野ごとに分かれて</u>おり、そのほとんどを<u>民間委託</u>している。 その弊害として、

- ・複合的課題を抱えた世帯への分野横断的な支援ができない。(リーダーシップをとる者がいない)
- ・制度・サービスの狭間の問題は、収益につながらないため、支援に消極的にならざるを得ない。
- ・地域住民の協力を求めることが難しい。

また、福祉人材の確保が難しい中、相談支援業務の合理化・効率化も課題。



市直営による地域密着型包括的相談支援体制が必要

- ○「総合相談支援センター」を設置し、重層的支援体制整備事業を実施
- ○総合相談支援員と地域福祉活動支援員(社協委託)を配置

相談支援体制

地域包括支援センター(すべて委託)

ふれあいの里

高齢者

義方・湊山

住吉・加茂

尚徳

弓浜

箕蚊屋

淀江

市内各所に設置する「総合相談支援センター」に 統合していく。(R4はふれあいの里)。



こども・子育て

こども総合相談窓口

(直営)

生活困窮

生活保護(直営)

生活困窮者自立相談支援 (委託)

相談支援事業所(すべて委託)

すてっぷ

まちくら

エポック翼

和おん

包括的相談支援(断らない相談)の実施

各機関が、

- ・分野を越えた相談の受けとめ
- ・多機関協働事業との連携
- ・支援会議・ネットワーク会議への参加 など



総合相談支援センター

地域包括支援センターの機能を維持しつつ、新たな機能を追加(支援の狭間を埋める・チームによる伴走型支援)

【新たに追加した機能】

- ・全分野対応の総合相談窓口・多機関協働のコーディネート・各支援機関のバックアップ・ひきこもり支援・・制度の狭間の支援
- ·成年後見制度利用支援 · 社会参加支援

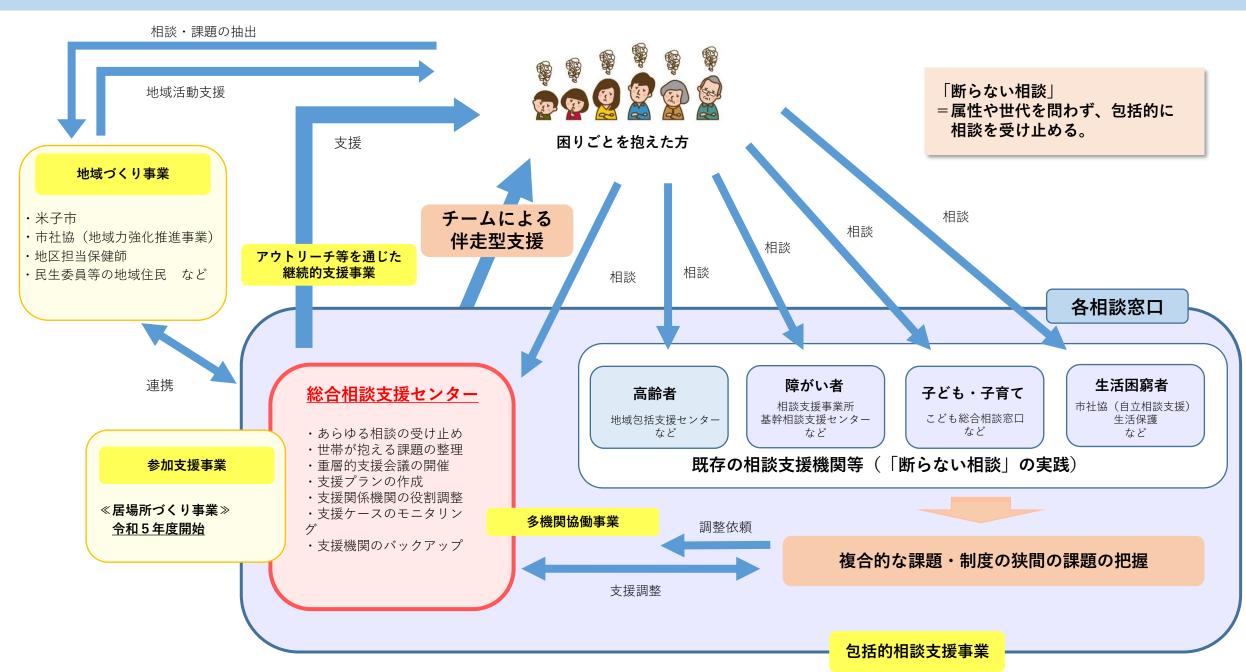
【R5】ふれあいの里総合相談支援センター人員体制

市職員 正規職員4名(センター長、保健師1名、事務員2名)

任期付2名(社会福祉士・精神保健福祉士)

出向職員 19名 ※ふれあいの里地域包括支援センター職員

総合相談支援センターを中核とした支援の流れ



総合相談支援体制のエリア構想

